



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

環境アセスメントに係るお知らせ

令和3年3月10日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき都市計画道路世田谷町田線道路整備事業（片平・上麻生工区）に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田紀彦
	指定開発行為の名称	都市計画道路世田谷町田線道路整備事業（片平・上麻生工区）
	指定開発行為の種類	道路の新設又は車線の増設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢～上麻生字白根（現上麻生六丁目）
	指定開発行為の目的	車線の増設
	指定開発行為の内容	延長：約2,070m／計画幅員：20m
	事後調査の項目等	騒音
環境影響評価の手続経過	平成23年6月10日：条例環境影響評価準備書公告 平成24年1月19日：条例環境影響評価審査書公告 平成24年3月16日：条例環境影響評価書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期 間：令和3年3月10日（水）～令和3年4月8日（木） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び縦覧時間	麻生区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）（午前8時30分から午後5時まで）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・意見書を提出できる期間： 令和3年3月10日（水）から令和3年4月8日（木）まで （郵送の場合は、令和3年4月8日消印有効） ・提出先：環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） ・提出方法：提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=5702 ・意見書の用紙は、各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156